平成２９年（フ）第２１６号
釧路市鳥取南７丁目２番３号　レオパレス鳥取南106号室
破産者　猪股　康之
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１８９号
秋田県男鹿市船川港比詰字大沢田93番地４
破産者　小林　久益
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７号
秋田県男鹿市五里合中石字橋本４番地１
破産者　門間　康洋
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
山形県鶴岡市日出１丁目22番７号コーポ希103号室、前住所山形県鶴岡市坂野下乙43番地１
破産者　長谷川マリ子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１０３号
福島市清明町１番７号大河原ビル603
破産者　内田　　操
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
福島市南沢又字東谷地９番地の14
破産者　柴原　知彦
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２２号
福島県伊達市霊山町掛田字金子町15番地７金子ハウスＡ号室
破産者　滝澤　正行
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字稗返１番地1443、旧住所福島県白河市上ノ原２番地61
破産者　鈴木　政明
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
群馬県渋川市上白井2473番地
破産者　島村　幹雄
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６６号
神奈川県茅ヶ崎市堤3416番地５
破産者　吉田　和子
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３７号
横浜市中区羽衣町１丁目３番地11　ルシオン関内1003号室
破産者　近藤　貴昭
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６９号
横浜市都筑区南山田１丁目３番９―1201号
破産者　高橋　　等
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２４１号
神奈川県藤沢市本鵠沼３丁目16番10号　サンライフ鵠沼２Ｆ
破産者　西畑　匡敏
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
新潟県小千谷市平沢１丁目１番16号　ハイツコブシ205号
破産者　山崎　重光
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
新潟県上越市大字中々村新田37番地
破産者　上野嘉由貴
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６７号
新潟県上越市中央５丁目３番３号　塩浜ハウス　Ａ号
破産者　小柳　大輔
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第７５号
新潟県妙高市大字飛田1132番地24
破産者　山本　章男
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第６２号
金沢市玉川町12番７号　メゾン・ド・トワエモア玉川町501、住民票上の住所金沢市松島２丁目231番地　クレマティースレジデンス101号（従前の住所）金沢市黒田１丁目12番地２
破産者　あい歯科医院こと　清水　泰平
1　決定年月日　平成30年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部